

## あびこ e モニター制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の施策及び企画立案について、インターネットを利用してアンケートを行うことにより、市民の意見を継続的に聴取し、これを行政上の基礎的な参考とするための事業（以下「e モニター制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(e モニターの募集及び登録)

第2条 市長は、e モニター制度に参加する者（以下「e モニター」という。）を募集する。

2 e モニター制度に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に在住し、在勤し、又は在学していること。
- (2) 満18歳以上であること。
- (3) インターネットの利用ができ、及びその環境があること。
- (4) 本人が使用できる電子メールアドレスを取得していること。
- (5) 我孫子市職員、我孫子市議会議員、千葉県議会議員、衆議院議員又は参議院議員でないこと。

3 e モニターに登録しようとする者は、本市ホームページ上の入力フォーム（以下「入力フォーム」という。）により、次に掲げる情報（以下「登録情報」という。）を登録しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 生年月日
- (4) 性別
- (5) 職業
- (6) 電子メールアドレス

(e モニターの任期)

第3条 e モニターの任期は、登録した日からその日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。ただし、任期の更新を妨げない。

(登録情報の保護)

第4条 第2条第3項の規定により取得した登録情報は、アンケートの実施又は市政運営の施策の企画立案等に活用するための集計及び分析の目的以外の目的で利用してはならない。

(登録情報の変更)

第5条 eモニターは、登録情報に変更が生じたときは、速やかに入力フォームにより、登録情報を変更しなければならない。

(禁止行為)

第6条 eモニターは、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 法律、条例その他の法令に違反する行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 他のeモニター又は第三者を誹謗<sup>ひぼう</sup>し、又は中傷する行為
- (4) 他のeモニター又は第三者に不利益を与える行為
- (5) eモニター制度の運営を妨害する行為
- (6) eモニター用アンケートに対し虚偽内容の回答をする行為
- (7) 同一の者による複数の登録、虚偽の登録その他不正にeモニターの登録をする行為
- (8) その他市長が不相当と認める行為

(登録の抹消)

第7条 市長は、eモニターが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、eモニターの登録を抹消することができる。

- (1) 第2条第2項に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 前条各号に掲げる行為をしたとき。
- (3) eモニターから登録抹消の申出があったとき。
- (4) eモニター用アンケートへの参加が1年以上ないとき。
- (5) 登録された電子メールアドレスに送信した電子メールが到達しない状態が1年以上続いたとき。

2 前項第2号に該当したことにより登録を抹消されたeモニターは、再度eモニターに登録することができない。

3 第1項第3号の登録抹消の申出は、入力フォームにより行うものとする。

(費用の負担)

第8条 eモニターに係る電子メールの送受信及びインターネットの使用に要する費用は、eモニターの負担とする。

(回答内容の著作権)

第9条 eモニター制度に基づき受信したアンケートに対する回答内容(以下「回答内容」という。)の著作権は、全て市長に無償で譲渡されるものとする。

2 市長は、回答内容を自由に選択し、必要に応じて表現等を修正し、又は編集することができるものとする。

3 市長は、回答内容を利用し、又はeモニター本人の承諾を得ずに公表することができるものとする。

(eモニター制度の変更等)

第10条 市長は、事前の告知又はeモニターの承諾の有無にかかわらず、eモニター制度を変更し、一時停止し、又は中止することができる。

(免責)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりeモニター又は第三者が不利益又は損害を受けた場合であっても、その責任を負わない。

(1) eモニター制度の利用に伴い、データの消失等が発生したとき。

(2) eモニターが第5条に規定する登録情報の変更をしなかったことにより、eモニター制度に参加することができなかったとき。

(3) eモニターが第6条各号に掲げる行為を行ったとき。

(4) 前条の規定によりeモニター制度の変更、一時停止又は中止があったとき。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほかeモニター制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。